

1. 令和6年第1回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和6年3月15日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第7号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第8号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第9号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第10号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第12号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第13号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第14号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第15号 郡上市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第16号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第17号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第18号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第19号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第20号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第21号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第23号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第24号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第25号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程20 議案第26号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第27号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第28号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程23 議案第29号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第38号 令和6年度郡上市一般会計予算について
- 日程25 議案第39号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程26 議案第40号 令和6年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程27 議案第41号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程28 議案第42号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程29 議案第43号 令和6年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程30 議案第44号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程31 議案第45号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程32 議案第46号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程33 議案第47号 令和6年度郡上市財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第48号 令和6年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程35 議案第49号 令和6年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程36 議案第50号 令和6年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程37 議案第53号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）
- 日程38 議案第54号 財産の無償譲渡について（高鷲畜産基地）
- 日程39 議案第55号 財産の無償譲渡について（郡上市営水沢上牧場）
- 日程40 議案第56号 債権の放棄について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程40まで

- 日程41 議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程42 議発第2号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程43 議発第3号 郡上市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番 本田 教 治

2番 長岡 文 男

3番	田代まさよ	4番	田中義久
5番	蓑島もとみ	6番	三島一貴
7番	森藤文男	8番	原喜与美
9番	野田勝彦	10番	山川直保
11番	田中やすひさ	12番	森喜人
13番	田代はつ江	14番	兼山悌孝
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	熊田一泰	市長公室長	河合保隆
総務部長	加藤光俊	市長公室付部長	三輪幸司
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	可児俊行	建設部長	小酒井章義
環境水道部長	猪俣浩巳	郡上偕楽園長	勝水崇博
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島康史	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	松山由佳
議会事務局 議会総務課 係長	三島栄志		

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位におかれましては、2月20日の開会以来、それぞれ出務御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番 尾村忠雄議員、16番 渡辺友三議員を指名いたします。

◎議案第7号から議案第29号までについて（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程2、議案第7号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程23、議案第29号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました22議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森藤文男議員。

○7番（森藤文男） 皆さん、おはようございます。それでは、総務常任委員会より報告をさせていただきます。

令和6年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例5議案につきまして、令和6年3月4日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

1、条例議案。

議案第7号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について。

市長公室長から、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、会計年度任用職員のパートタイムとフルタイムの人数の割合について質問があり、勤勉手当の支給対象となるパートタイムの第1号会計年度任用職員は467人、フルタイムの第2号会計年度任用職員は49人である。割合は第1号会計年度任用職員が90.5%、第2号会計年度任用職員が9.5%となっているとの説明がありました。

会計年度任用職員はどのような職種が多いかとの質問があり、一般会計における第1号会計年度任用職員は332人であり、多くは事務職であるが、病院では看護師等の専門職が多いとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第8号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、大和地域の小学校統合による大和小学校の新設、屋外子局の移設に伴い、同報系屋外受信装置の名称または位置を変更し、及び移動系無線を廃止するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、消防本部が来年度導入を予定しているアプリについて、消防団個人の携帯電話を使用することをどのように考えているのかとの質問があり、アプリを導入することにより、常時所持している携帯電話に消防本部から通知が入るため、即座に情報を確認することができることや、火災発生箇所を地図で確認することができること等、多種の機能があることから、アプリを活用することとしたとの説明がありました。

山林火災等で携帯電話が繋がらない場合の対策について質問があり、アナログ移動系無線を廃止することで通信可能エリアが狭くなる懸念はあるが、市では衛星携帯電話を整備しており、消防本部ではデジタル無線を引き続き所有している。移動系アナログ無線の廃止により消防団員間の無線連絡は廃止となるが、アプリの導入、トランシーバーの活用等により補完をしたい考えである。山火事や山地における行方不明者捜索時は、消防本部と消防団が1つの隊として共に活動にあたり、現場本部への通信は消防本部が所有する現場用の携帯無線を用いて行っている。様々な通信設備を複合的に組み合わせることで、懸念をフォローしたいとの説明がありました。

設備を全更新する場合の費用について質問があり、業者からの見積額は約1億2,000万円である。現在のアナログ方式をデジタル方式へ移行する必要があるとあり、基地局の機器や消防団用の無線機132機の新規整備が主な内容で、市役所職員が災害時に使用する無線機の更新費用は含まれていないとの説明がありました。

屋外子局の移設費用について質問があり、美並町「福野1」は96万8,000円であり、市が負担をしている。屋外子局は民地を借りて設置をしており、移設の原因が市や民間からの要望の場合、市が移設費を負担することが一般的である。美並町「羽佐古」は県道改良により県の事業で実施した

ものであるとの説明がありました。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震を踏まえた対応についての質問があり、移動系アナログ無線を廃止することについて非常に懸念をしたところではあるが、大規模災害時は大手通信会社の設備は比較的早期の復旧が予想されることや、移動系無線を継続して使用するためにはデジタル方式への移行が必要であることから、老朽化したアナログ無線に費用を投じるのではなく、アプリを導入し補完するという判断に至ったとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、8会計ある財産区特別会計を1つの会計にするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、本市は財産区特別会計の歳入歳出をそれぞれ管理会が決定しているが、他団体では執行部が関与することはあるのかとの質問があり、他団体の状況は把握していないが、複数の財産区会計を1つの会計にまとめているところはある。財産区に係る福祉向上の部分は、一般会計への繰り出し金として市が予算を判断・編成し、造林事業の部分は管理会の主体性を尊重し調整を行っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第10号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、郡上市宅地開発事業減債基金、郡上市教育文化振興基金及び郡上市古今伝授の里交流施設管理基金を廃止し、郡上市過疎地域活性化基金の設置及び財産区特別会計の設置に伴い名称を変更するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、過疎地域活性化基金はあくまでもソフト事業に充当しなければならないのかとの質問があり、そのとおりであり、過疎地域活性化基金はハード事業に充当することはできないとの説明がありました。

過疎対策事業債は、ハード枠を抑えてソフト枠を活用することになるのか、また、ソフト枠を上限まで活用することにより、ハード枠の配分が少なくなることはないのかとの質問があり、ソフト枠とハード枠は別枠として扱われ、枠が小さくなることはない。また、国や県の状況に応じて配分される追加要望枠があり、令和5年度は追加枠の約5,800万円を観光事業へ充当した。過疎対策事業の活用は地方債計画においても推進されており、特に過疎ソフト事業は要望限度枠まで優先して配分される。限度枠は団体ごとで決まっており、本市の場合は約2億円となっている。このため、限度枠まで要望し、翌年度に持越しをしながら活用を図りたい。ハード枠については、義務教育等に係る特別枠として優先して配分され、令和5年度は大和小学校の統合事業への充当を行った。特別枠以外のハード枠は、各団体の要望額との調整によって決まるため、必ずしも要望額が配分されるものではない。過疎対策事業債は、元利償還金の70%が交付税措置をされるため、財源確保の一環

として積極的に活用したいとの説明がありました。

令和6年度の過疎対策事業債の国の予算の状況について質問があり、令和6年度予算は約5,700億円である。これまでは約200億円の積上げであったが、全国的な過疎地域の増加等により積上げ額が増え、約300億円の積上げとなっているとの説明がありました。

県内各市町村の過疎対策事業債の活用状況について質問があり、最終的な数値は公表されていないが、県全体の配分は約40億円前後とみており、県内では、例年、下呂市が最大約10億円の配分を受けている。本市は、市全域の過疎地域指定を受ける前で約2から3億円、指定を受けた後の令和4年度で約8億円の配分があり、令和5年度は県内で最大の約21億円の配分を受けているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について。

監査委員事務局長から、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和6年3月15日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森藤文男。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。続きまして、産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会からの報告をいたします。

令和6年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例6議案につきまして、令和6年3月5日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第13号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、企業立地奨励金等を受けられる基準の特例期限を延長するものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、担い手確保が難しいということが今後も続くようであれば、雇用要件の緩和の特例を続けるより、近いうちに抜本的に見直す必要もあるのではないかとの質問があり、人手不足が解消されていくかどうか社会情勢を見ながら、要件緩和を恒久的なものとするのか、3年ご

とに見直すのか検討していきたいとの説明がありました。

支援事業はいつから行われており、実績はどの程度かとの質問があり、合併以前から同様の支援が行われており、合併以降も継続されている。平成29年3月に本条例を制定してからの実績は14件であり、そのうち雇用要件緩和特例の対象が6件であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、市営住宅等への単身入居の特例として、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、入居した事例とこれまでの現状についての質問があり、今までの件数等は把握していないが、毎年このようなケースがあるような状況ではない。2年に1件程度、配偶者暴力防止等法に基づく住宅の申込みがあるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市景観条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、太陽光発電設備の設置に対して、良好な景観の形成が促進されるよう、所要の規定を整備するものだと説明を受けました。

審査の中で委員から、罰則規定等がないため、届出が未提出のまま実施される方もいると思われるが、もっと厳しい内容も検討したのかとの質問があり、厳しい規制ではないが、郡上市景観条例には景観計画に適合しない場合は勧告、命令することができ、また勧告に従わなかった場合は公表することができるかと定められているとの説明がありました。

景観の視点から太陽光発電設備の設置に関する規制をしていることから、規制基準が緩いと思われるが、市の考えについて質問があり、太陽光発電設備の設置においては、景観条例だけではなく、開発行為の規制、森林伐採の規制、農地転用の規制等を適用しながら判断することとなる。しかし、それぞれの規制及び条例において不十分なものがあれば、新たに条例等を作成していくこととなるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第16号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、県単独土地改良事業の補助率の改正に伴い、所要の規定を整備するものだと説明を受けました。

特段の質疑はなく、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、林道事業の円滑な推進を図ることを目的に、林道事業分担金の率を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、議案第16号では附則に、「公布の日から施行する」とあり、議案第17号には「令和6年4月1日から施行する」とあるが、改正趣旨が同じであれば、施行の日も同じでよいのではないかとの質問があり、議案第16号では今年度執行の県単独土地改良事業の分担金を優位なほうとしたいため、公布の日からの適用とし、議案第17号では林道、議案第16号では土地改良の両災害復旧事業の分担金率の補助災害と単独災害の乖離する部分を新年度以降の発生災害から対応したいということから、令和6年4月1日を施行日としたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理し、郡上市污水处理施設整備構想に基づき、くじ本地区農業集落排水処理施設及び三日市地区農業集落排水処理施設を下水道の美並中央クリーンセンターに事業統合するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案を可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和6年3月15日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

以上です。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。続きまして、文教民生常任委員会委員長、長岡文男議員。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、文教民生常任委員会報告を申し上げます。

令和6年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例11議案につきまして、令和6年3月6日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第19号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、災害が発生し家族全員が死亡した場合の弔慰金の受取人について質問が

あり、受取人は、配偶者及び祖父母から孫までが対象であると定められているとの説明がありました。

過去に弔慰金の支給はあったのかとの質問があり、平成16年の台風23号と、平成18年の豪雪による死亡者の合計2件が合併以降の災害弔慰金の対象となっているとの説明がありました。

委員会の組織は規則で定めてあるが、人数や分野はどのように想定しているのかとの質問があり、規則は策定作業中であるが、現在想定している委員は5人以内で、分野は医学または法律学に見識を持つ者、その他市長が必要と認める者についているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第20号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正及び母体保護法施行規則等の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で議案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第21号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定める等、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、第9期計画における介護保険料の月額基準額は第8期計画と同様に4,800円であるが、所得段階を第9段階から第13段階までの変更にしたのは郡上市の裁量であるかとの質問があり、今回、国の政令で定められた基準は13段階だが、市の裁量により高所得者に対してさらに多段階化することも可能である。しかし、郡上市は国の基準どおり第13段階までに設定したとの説明がありました。

第9段階から第13段階までの対象者数についての質問があり、現在の見込みとして、第9段階は277人、第10段階は131人、第11段階は73人、第12段階は30人、第13段階は175人であるとの説明がありました。

保険料の月額基準額は3期にわたって同額だが、サービス利用の増加や負担世代の人口減少など、これからの財政状況を踏まえ、今後どの程度介護保険料の増額を見込んでいるかとの質問があり、今後、郡上市の高齢者人口を大きく増加することはないが、今後、40歳以上の人口は減少していくため、1人当たりの負担は増加すると思われる。内部的には、今後の保険料についてシミュレーシ

ョンを行っており、10年後は現時点の月額基準額より2,000円ほどの増額が見込まれる。国では今後40歳以下の世代にも負担をしていただくことも議論されているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、指定地域密着型のサービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、他市町村に住民票がある方が郡上市の地域密着型サービスを利用する場合について質問があり、原則としてサービス提供事業所と同じ市内に住民票がある方のみ利用することができる。しかし、郡上市の被保険者が他市の家族のもとに一時的に身を寄せている間は、郡上市が他市の地域密着型サービスの指定を行うことでサービスを受けることができる。他市の住民が郡上市の地域密着型サービスを利用される場合も稀にあるとの説明がありました。

生産性向上のための委員会の設置が職員の負担になってしまうことも考えられるが、委員会はどのような構成で行うかとの質問があり、委員会の構成については、今後示される厚生労働省からのガイドラインに沿って判断するが、おそらく内部的に構成すると思われる。委員会の開催が負担とならないよう、現場と相談をしていきたいとの説明がありました。

管理者の兼務緩和についての質問があり、これまでの規定では小規模多機能型の居宅介護の管理者は、併設する訪問系サービスであれば兼務が可能だったが、これからはサービスの種類を問わず兼務することができる趣旨の改正であるとの説明がありました。

身体拘束について、市でどのように把握しているかとの質問があり、安全確保上必要な場合や家族の同意が得られており、委員会で検討して組織的に妥当と判断し手続きが行われれば、適正と判断している。不適切な身体拘束は、運営指導や外部通報等で把握しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第23号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、介護予防認知症対応型通所介護の分類として、単独型、併設型、共用型とあるが違いは何かとの質問があり、単独型はそのサービス専門の施設、併設型や共有型はグループホーム等とデイサービスを併設・共有しているとの説明がありました。

今回の改正で、管理者が同一敷地内でも兼務することが可能になるが、管理指導を行う上で具体

的な制約等はあるかとの質問があり、例として、離れた場所に立地する複数の事業所の管理者を兼務することが考えられるが、兼務する場合は詳細を聞き取り、妥当かどうか判断していく予定であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第24号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

次に、議案第25号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上市内にケアマネジャーは何人いるかとの質問があり、50人であるとの説明がありました。

要介護認定後のケアマネジャーとの契約の流れについて質問があり、新規で介護保険の申請をされた場合、地域包括支援センターのケアマネジャーが担当する。要介護認定後、要介護の場合は、希望の居宅介護支援事業所と契約を行うよう説明し、要支援の場合は引き続き地域包括支援センターのケアマネジャーが担当するとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第26号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市市民病院事務局長から、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第27号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、学校結核対策委員会委員及び学校検尿判定委員会委員のうち、専門的な見識による判定を必要とする医師の報酬を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、医師の報酬は日額1万5,000円とあるが、これまでは日額6,000円であり、

医師の報酬に差額があったこととなる。その期間はどのくらいであったかとの質問があり、学校検尿判定委員会は今年度から設置されたものであり、期間は1年間である。学校結核対策委員会は設置当初からであり、かなりの期間となる。なお、学校結核対策委員会は対象者がいないことから、数年間、開催されていないのとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第28号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

教育次長から、小中学生が博物館等に来館しやすくすることにより、市内の歴史・文化の学習機会の推進を図ることを目的に、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、無料となる小中学生は市内の小中学生に限るのかとの質問があり、市内外問わずすべての小中学生が対象となるとの説明がありました。

団体は別として、個人として入館する場合、小中学生であるという証拠となる学生証等の掲示を求めるのかとの質問があり、自己申告で運用することとしたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第29号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、大和地域の小学校統合による大和小学校の新設に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和6年3月15日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第7号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第7号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第8号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第9号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第10号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入りますが、議案第12号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第13号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第14号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市景観条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第15号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第16号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第17号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第18号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第19号 郡上市災害弔慰金支給等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第19号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第20号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第20号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第21号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第21号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第22号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第23号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第23号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第24号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第24号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第25号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第25号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第26号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第26号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第27号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第27号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第28号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第28号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第29号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第29号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可とすることに決いたしました。

◎議案第38号から議案第50号までについて(委員長報告・採決)

○議長(田代はつ江) 日程24、議案第38号 令和6年度郡上市一般会計予算についてから、日程36、議案第50号 令和6年度郡上市病院事業会計予算についてまでの13議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました13議案は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

予算特別委員会委員長、清水敏夫議員。

17番 清水敏夫議員。

○17番(清水敏夫) それでは予算特別委員会の報告をさせていただきます。

令和6年2月20日開会の令和6年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました令和6年度予算13議案につきまして、2月26日、27日、28日及び29日開催の予算特別委員会で慎重に審査をいたしましたので報告いたします。なお、全議員参加の委員会ですので、詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第38号 令和6年度郡上市一般会計予算について、議案第39号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第40号 令和6年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第41号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第42号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第43号 令和6年度郡上市青少年育成奨学資金貸付特別会計予算について、議案第44号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第45号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第46号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第47号 令和6年度郡上市財産区特別会計予算について、議案第48号 令和6年度郡上市水道事業会計予算について、議案第49号 令和6年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第50号 令和6年度郡上市病院事業会計予算について、以上13議案につきましては、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年3月15日、郡上市議会議長 田代はつ江殿。郡上市議会予算特別委員会委員長 清水敏夫。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） ありがとうございました。報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第38号 令和6年度郡上市一般会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第38号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第39号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第39号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。いいですか。

議案第40号 令和6年度郡上市介護保険特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第40号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第41号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第42号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第42号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第43号 令和6年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第43号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第44号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第45号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、委員長報告に対する質疑

を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第46号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 令和6年度郡上市財産区特別会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第47号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 令和6年度郡上市水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第48号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 令和6年度郡上市下水道事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第49号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 令和6年度郡上市病院事業会計予算について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第50号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第53号から議案第56号までについて(委員長報告・採決)

○議長(田代はつ江) 日程37、議案第53号 財産の取得及び処分の変更について(家畜保護施設)から、日程40、議案第56号 債権の放棄についてまでの4議案を一括議題といたします。ただいま一括議題といたしました4議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7番 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和6年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案

につきまして、令和6年3月4日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

2、その他議案、議案第56号 債権の放棄について。

総務部長から債務者の解散登記及び所在不明により、回収が不可能となった債権を放棄するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、貸付物件の建物の現状について質問があり、敷地は民地で市が借りており、その土地に和良村時代に建築した建物が現存し、菌床キノコを生産する株式会社ハルカインターナショナルが倉庫として使用している。市から土地所有者への土地賃借料として年額約15万円を支払い、建物の借受人である株式会社ハルカインターナショナルからは建物使用料として年額約70万円の納入があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和6年3月15日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任会委員長 森藤文男。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和6年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他3議案につきまして、令和6年3月2日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第53号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）。

農林水産部長から、畜産担い手育成総合整備事業に係る設計費の精査、事務経費及び建設利息の確定により減額をするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 財産の無償譲渡について（高鷲畜産基地）。

農林水産部長から、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、高鷲畜産基地を和牛繁殖経営者に無償譲渡するものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員からは、土地は処分の対象かとの質問があり、土地は2名の私有地を賃借しており、残りは市有地であるとの説明がありました。

賃借料は市が支払っていたのかとの質問があり、一度市が支払いを行い、その後契約者に施設賃

借料にも含めて請求したいが、今後は個人間で契約していただき、市有地も同様として譲渡はしないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 財産の無償譲渡について（郡上市営水沢上牧場）。

農林水産部長から、郡上市公共施設適正計画に基づき、郡上市営水沢上牧場を和牛繁殖・肥育一貫経営者に無償譲渡するものであるとの説明を受けました。

特段質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の結果と結果について報告します。

令和6年3月15日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員長 三島一貴。以上です。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第53号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第53号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 財産の無償譲渡について（高鷲畜産基地）、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第54号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 財産の無償譲渡について（郡上市宮水沢上牧場）、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第55号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 債権の放棄について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第56号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時50分を予定いたしております。

（午前10時38分）

○議長（田代はつ江） 会議を再開いたします。

（午前10時50分）

○議長（田代はつ江） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りいたします。議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議発第2号 郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について、議発第3号 郡上市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、以上3議案を日程に追加したいと思います。これに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第3号までの3議案を日程に追加することに決定いたしました。

追加については、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

◎議発第1号から議発第3号までについて(議案朗読・提案説明・採決)

○議長(田代はつ江) 日程41、議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についてから日程43、議発第3号 郡上市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてまでの3議案を一括議題といたします。

初めに、事務局に朗読していただきます。齋藤議会事務局長。

○議会事務局長(齋藤貴代) 議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び郡上市市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月15日提出。提出者、郡上市議会運営委員長 兼山悌孝。郡上市議会議長 田代はつ江様。

提案理由。

大規模な災害等の発生や重大な感染症のまん延などにより、委員が委員会招集場所への参集が困難な場合に、オンラインにより委員会を開会できるよう改めるため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきますと新旧対照表がございますけれども、最後の資料のほうを御覧いただきたいと思います。

趣旨としましては、提案理由で申し上げました通り、大規模な災害などの発生や重大な感染症のまん延、また育児や介護などやむを得ない事情によって委員会招集場所への参集が困難な場合に、オンラインによる方法での委員会の開会や、これらの事情により委員会に出席したくてもできない議員がオンラインによる方法で委員会に出席することができるよう、所要の改正を行うことを目的としております。

主な改正内容ですが、オンラインによる方法で委員会を開会できる特例、説明のために出席を求められた執行機関の説明員がオンラインで説明すること、口述人が公聴会においてオンラインで意見を述べること、参考人が委員会においてオンラインで意見を述べることなどを規定したことになります。

こちらにつきましては、全国市議会議長会が示す標準委員会条例に沿った内容となっておりますのでよろしくお願いいたします。施行日は令和6年4月1日となります。

続きまして、議発第2号です。郡上市議会会議規則の一部を改正する規則について。

郡上市議会会議規則の一部を改正する規則を、地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月15日提出。提出者、郡上市議会運営委員長 兼山悌孝。郡上市議会議長 田代はつ江様。

提案理由。

大規模な災害等の発生や重大な感染症のまん延などにより、委員が委員会招集場所への参集が困難な場合に、オンラインにより委員会を開会できるよう所要の改正を行うほか、あわせて規則の不備を整備するため、この規則を定めようとする。

次からは新旧対照表になりますけれども、こちらも最後の資料のほうを御覧いただきたいと思います。

趣旨としましては、こちらも先ほどの委員会条例の改正と同じように、オンラインによる方法で委員会を開くことができるよう、所要の改正を行うほか、全国市議会議長会の示す標準会議規則が一般の改正に合わせ、文言の整備や規定の不備を整備することから本会議規則も合わせて改正するものとなります。

主な内容でございますが、先ほどの委員会条例と同じく、オンラインによる方法で委員会を開会した場合について規定したのになります。主にオンラインによる方法で委員会に出席した委員を出席とみなすことや、表決に加わることができること、請願の紹介議員がオンラインにより出席できることなどを規定してございます。こちらも施行日は令和6年4月1日となります。

続きまして、議発第3号 郡上市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

郡上市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を地方自治法第112条及び郡上市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月15日提出。提出者、郡上市議会運営委員長 兼山悌孝。郡上市議会議長 田代はつ江様。

提案理由。

地方自治法が一部改正されたことに伴い、議員個人の請負に関する規制が緩和されたことから、議員の市に対する請負状況を公表することにより、請負状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るため、この条例を定めようとする。

こちらも次のページから条例のほうは添付してございますが、最後の資料のほうを御覧いただきたいと思います。

趣旨につきましては、今ほど申し上げました提案理由の通りでございます。地方議会議員の成り手不足への対応が喫緊の課題であるとして、議員個人の請負に関する規制が緩和された地方自治法

の改正に合わせて条例を制定するものになります。

主な内容ですが、議員個人の市に対する請負について、請負の内容、金額などを議長に報告しなければならないこと、また議長は議員から報告があった場合に一覧を作成して公表しなければならないことや、その報告等の保存や閲覧などについて規定してございます。施行日は令和6年4月1日からとなります。

以上です。

○議長（田代はつ江） それでは、ここで提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、兼山悌孝議員。

14番 兼山悌孝議員。

○14番（兼山悌孝） 14番 兼山です。ただいま上程をしました議発第1号から第3号まででございますけれども、内容は今齋藤事務局長が説明したとおりであります。また皆様方にはあらかじめ内容等はお知らせしてあったとおりでございますけれども、時代の移り変わりとともに、こうして変えていくものでございますし、最終的に議会運営委員会の中で検討を重ねまして、こうして議案として提出したものでございます。どうぞ皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑に当たっては議案番号を述べて質疑してください。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。ただいま議題となっております議発第1号から議発第3号までの3議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

議案ごとに討論、採決を行います。議発第1号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。議発第1号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議発第2号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。議発第2号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議発第2号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

続いて、議発第3号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。議発第3号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議発第3号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、市長から御挨拶をいただきます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 令和6年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月20日開会以来、本日3月15日に至るまでの25日間にわたって、終始慎重かつ御熱心に御審議をいただきました。令和6年度の13会計にわたる当初予算や条例改正、並びに令和5年度の補正予算等、多くの議案について御議決をいただき、誠にありがとうございました。おかげさまで新年度に向けて市政をスタートさせる体制を整えていただくことができました。新年度の予算に盛り込みました各分野における施策や、制度の適切な執行、運営につきましては4月に入ってから始まります新しい体制にしっかりと引き継いでまいりたいと存じます。

さて、郡上市合併市政施行20年を迎えるに当たり、去る3月2日土曜日には20周年記念式典を執り行いました。当日は田代市議会議長をはじめ、議員各位並びに各分野の御来賓、そして多くの市民の皆様に御参加をいただき、誠にありがとうございました。郡上市20年の歩みは議会とそして市民の皆様と共に作ってきた歴史であり、次の20年、100年先もふるさと郡上が輝き続けられるよう、心から願っております。次世代につなぐ確かな郡上市づくりのため、議員各位並びに市民の皆様の引き続きのお力添えをお願い申し上げます。

結びに、私事になりますけれども、大変長い間、議会の皆様そしてまた大坪代表監査委員様にも御指導、御支援をいただいております。このことに対しまして本当に皆様から心から熱く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。また、議員の皆様におかれましても、新たな春に向けて、それぞれの道を目指し進んでまいります。健康には十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍をされますよう御祈念を申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

令和6年3月15日、郡上市長 日置敏明。

誠にありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

令和6年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は2月20日から本日までの25日間にわたり、令和6年度予算をはじめ、条例の制定及び改正、補正予算など、市政の諸案件につきまして極めて慎重に御審議いただき、全議案を滞りなく議論することができました。これも一重に議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。市長をはじめ執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、昨年12月に行いました議会からの政策提言につきましても真摯に御協力いただきましたことも、改めて厚く御礼申し上げます。今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました意見要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

代表監査委員におかれましては、本会議へ御出席いただき誠にありがとうございました。まだまだ肌寒い日が続いております。日増しに暖かくはなっけてまいりますが、春の訪れを感じられる季節となりました。また同時に、新たな旅立ちの季節ともなりました。議員各位並びに執行部各位におかれましても、何かと御多忙のことと思いますが、健康には十分御留意され、今後も郡上市の発展のため各分野で御活躍いただきますことを御祈念申し上げまして閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年第1回郡上市議会定例会を閉会といたします。

大変に御苦労さまでございました。

(午前11時06分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 尾村 忠雄

郡上市議会議員 渡辺 友三

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員